

建築物等に関する制限

1. 容積率の最高限度

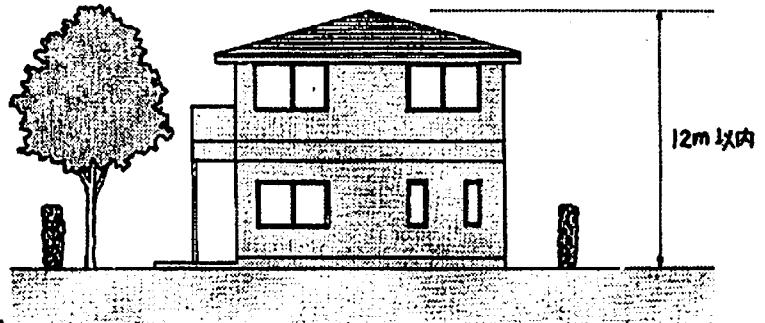
150%までとする。

2. 建築敷地の規模

100㎡以上とする。

3. 建築物の高さの制限

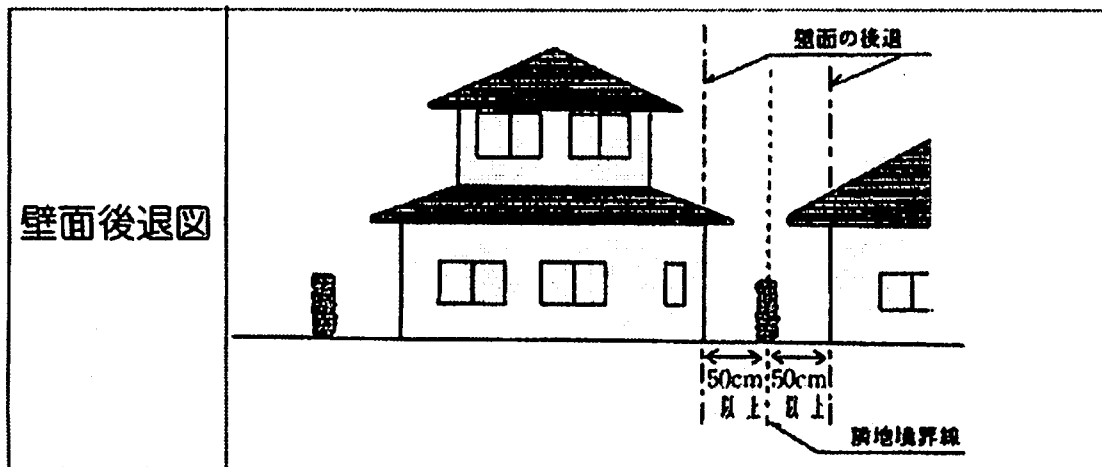
12mまでとする。



4. 壁面の位置の制限

建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から隣地境界までの距離は、

50cm以上とする。



5. かき・さくの構造の制限

緑化の推進と、明るく安全な地区環境とするために、次のような構造とする。

垣・さくの構造			
制限内容	生垣	フェンス	1.2m以下の塀